（届出等に関する経過措置）

第三条　施行日前に旧法附則第四十九条第一項の規定により届け出、又は提出しなければならないとされているものについての届出及び提出並びに当該届出又は提出をしない場合における同条第二項の規定による差止めについては、なお従前の例による。

2　施行日前に生じた事由であって、旧法附則第四十九条第三項の規定により届け出なければならないとされているものについての届出については、なお従前の例による。

（退職一時金等の返還に関する経過措置）

第四条　旧法附則第五十一条第一項に規定する施行日前返還義務者又は同条第三項に規定する施行日以後返還義務者に係る退職一時金等（同条第一項に規定する退職一時金等をいう。以下この条において同じ。）の返還については、なお従前の例による。

2　退職一時金等の支給を受けた者であって、附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により特例年金給付を受ける権利に係る決定を受けたものに係る退職一時金等の返還については、なお従前の例による。

3　退職一時金等の支給を受けた者であって、新法附則第三十条第六項本文の規定による決定を受けた同条第一項第二号に掲げるものは、当該退職一時金等の額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「退職一時金額等」という。）を当該決定を受けた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、新法附則第二十五条第三項に規定する存続組合（次項において単に「存続組合」という。）に返還しなければならない。

4　前項に規定する者（次項において「改正法施行日以後返還義務者」という。）は、前項の規定にかかわらず、退職一時金額等に相当する額を特例一時金（新法附則第三十条第一項に規定する特例一時金をいう。次項において同じ。）の額から控除することにより返還する旨を前項の決定を受けた日から六十日を経過する日以前に、存続組合に申し出ることができる。

5　前項の規定による申出があった場合における改正法施行日以後返還義務者に係る退職一時金額等に相当する額の返還については、政令で定めるところにより、特例一時金の額から控除することにより行うことができるものとする。この場合においては、その控除後の額をもって、特例一時金の額とみなす。

6　第三項に規定する利子は、退職一時金等の支給を受けた日の属する月の翌月から平成十四年三月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

7　前各項に規定するもののほか、退職一時金等の返還に関し必要な事項は、政令で定める。

（国の補助に関する経過措置）

第五条　施行日の前日の属する月以前の月分として施行日以後に支給される特例年金給付に要する費用に対する国の補助については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「おける第二条の規定による改正後の厚生年金保険法」を「おける同法」に改め、「第五条の規定による改正後の」及び「及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第四十五条第三項において準用する場合」を削り、「ついては、第二条の規定による改正後の」を「ついては、」に改める。

（公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「及び附則第十四条の規定」を削る。

附則第十三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）」を付する。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年五月二十五日

厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第三十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

第一条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「―第二条」に、「第三章　移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条―第二十四条）」を「第三章　移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条―第二十四条）　第三章の二　移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置（第二十四条の二―第二十四条の八）」に、「第四十条」を「第四十条の二」に、「第六十四条」を「第六十五条」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第一条の二　この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

第二条第七号中「車いす」を「車椅子」に改め、同条第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二　移動等円滑化促進地区　次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ　生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ　生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。

ハ　当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。